

申告の準備はお早めに！

問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

間もなく町・県民税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。

収入、支出の科目ごとの整理や各種控除を証明する書類などの確認を行い、申告に向け準備を始めましょう。

■申告会場…役場2階201会議室
※ 例年、申告会場は混雑しますので税務署が開設する申告書作成会場などをお早めにご利用ください。

■申告期間…下表のとおり
※ 例年予備日の2日間は大変混雑するため、午前中のみ(12時までの)受け付けとなります。ご注意ください。

■受け付けできる申告
①確定(所得税)申告 ②町・県民税申告

※ 青色申告以外の人でも申告の内容によっては税務署へご案内する場合があります。

※ 換地清算金と土地・建物の売買に伴う収入がある人は、早めに税務署へ申告されることをお勧めします。

■注意点(重要)
■対象行政区などの日に都合の付かない場合は、対象行政

区以外の日に申告することも可能ですが、対象行政区の人を優先的に受け付けすることになりますので、あらかじめご了承ください。

2 申告書類の整理記帳(収支内訳の作成など)が済んでいる皆さんの待ち時間を短縮するため、主に事業や不動産収入のある人は受け付けで収支内訳など(帳簿など)を提示していただき、書類の作成が済んでいる人のみを受け付けします。(作成済書類の提示がない場合は、受け付けできません)

3 平成26年1月分から個人で事業や農業、不動産所得がある全ての人に日々の取引に関する帳簿の記帳が義務付けられています。

収入や各経費の記帳漏れがないか、1年間の合計額が正しく計算されているか帳簿の確認をお願いします。(1年間の合計額を必ず計算してください)

4 医療費控除がある人は個人ごと、病院ごとの合計額と通院費用をあらかじめ必ず計算してきてください。

5 収支内訳の作成や申告について不明な場合は、2月からの申告期間前に最寄りの税務署や役場税務課へ事前にご相談ください。

申告の日程

日程	対象行政区など	日程	対象行政区など	日程	対象行政区など	日程	対象行政区など
2/10(水)		2/19(金)	6区	2/29(月)	12区	3/8(火)	18区
2/12(金)	肉・乳用牛生産者	2/22(月)	7区	3/1(火)	13区	3/9(水)	19区
2/15(月)		2/23(火)	8区	3/2(水)	14区	3/10(木)	20区
2/16(火)	1区、3区	2/24(水)	9区	3/3(木)	15区	3/11(金)	21区
2/17(水)	2区	2/25(木)	10区	3/4(金)	16区	3/14(月)	予備日(受け付けは12:00まで)
2/18(木)	4区、5区	2/26(金)	11区	3/7(月)	17区	3/15(火)	

一関税務署からのお知らせ

問い合わせ先…一関税務署 ☎23-4205

確定申告会場を設置します

一関税務署では、次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

◎期間…2月8日(月)～3月15日(火)(土日、祝日除く)
※ 確定申告書作成会場を開設している期間は一関税務署の庁舎内には、申告書の作成会場を開設しておりませんので、ご注意ください。

◎受付時間…9:00～16:00

◎場所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(一関税務署向かい)
※ 駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関などのご利用をお願いします。

◎問い合わせ先…一関税務署 ☎23-4205
※ 確定申告に関するご質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。

確定申告書は、国税局ホームページで作成と印刷ができます

画面の案内に従って金額などを入力すれば、控除額や税額などが自動計算され、所得税・消費税の申告書などが作成できます。

作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、e-Taxを利用して電子送信により提出することもできます。

◎メリット
▶確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。

▶自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成することができます。

▶申告書データを保存しておけば、翌年の申告でも利用することができます。

◎「e-Tax」を利用して電子送信すると
▶添付書類の提出省略(5年間の保存が必要)

▶還付金がスピーディー(3週間程度)
※ e-Taxの利用には「電子証明書」および「ICカードリーダーライター」が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度について

県では、ひとり親家庭や父母のいない児童が高校や専門学校、大学などに進学するために必要な資金の貸し付けを行っています。

■貸し付け対象者

- ▽20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父
- ▽20歳未満の父母のいない児童

■貸し付け内容

- ▽修学資金…高校や大学などに就学するために必要な授業料、書籍代、交通費など
- ▽就学支度資金…高校や大学など

介護保険サービス利用料の減免延長

東日本大震災により被害を受けた人の介護保険サービス利用料の減免を平成28年12月分まで延長します。

■減免の対象…震災により被保険者やその人と同居する世帯の生計を主として維持する人が次のいずれかに該当する場合

- ①死亡した場合
- ②障がい者となった場合
- ③行方が不明である場合
- ④自ら居住する住宅(借家を除く)に、その住宅の価格の10分の2以上の損害を受け、かつ被保険者などの前年中の合計所得金額の合算額が1千万円

に入学するために必要な入金、被服などの購入費、アパートの敷金礼金など

■手続き方法…貸し付け申請者と保証人の戸籍謄本や住民票、所得税証明書などの申請書類提出後に審査を行います。貸し付け決定は早くても申請月の翌月末となりますので、平成28年4月に進学予定で貸し付けを希望される人は、合格通知書が届き次第お早めにご相談ください。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

■減免内容…損害の割合、合算合計所得金額などにより、利用料の全額免除または減額(給付率100分の93から100分の97の範囲)を給付します。

以下である場合
⑤23年3月から24年2月までの所得金額が、前年中の合算合計所得金額などの2分の1以下に減少の場合(主たる生計維持者の前年中の合算合計所得金額などが600万円以下であること)など

■問い合わせ先

一関地区広域行政組合介護保険課 ☎31-3223

就学援助制度を「活用ください」

経済的な理由でお子さんを小中学校へ就学させることが困難な家庭に、学用品費・給食費・医療費などの一部を援助する制度があります。詳しくはお子さんが在籍する学校または教育委員会までご相談ください。

■就学援助の対象者

- ①生活保護を受けている人
- ②児童生徒の両親が住民税非課税の人
- ③児童扶養手当の全額支給を受けている人
- ④世帯の収入額が生活保護法に基づいて算出された基準額以下の人

■問い合わせ先

教育委員会 ☎46-5576

■報酬…町規定により支給します。

■応募方法…建設水道課にある「応募申込書」へ必要事項を記入の上、応募してください。メール(E-mail: suido@town.hirainzumi.iwat.e.jp)でも応募できます。(様式を送ります)

■応募期限…1月14日(木)

■申し込み・問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

講演会「4団体合同障がい福祉研修会」の開催

平成28年4月より施行される「障害者差別解消法」について、法律の趣旨や内容を勉強します。

どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

■日時

1月23日(土) 13時30分～16時

■場所

ホテルサンルート一関

(一関市上大槻街2-137)

■講師

全日本手をつなぐ育成会 常務理事 田中正博さん

■申し込み方法…1月15日(金)までに、電話にてお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571